特定販売の概要

特定販売　　□行う　　□行わない

特定販売を行う際に使用する通信手段	
特定販売で扱う医薬品の区分	□要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く） □薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬を除く） □第１類医薬品 □指定第２類医薬品 □第２類医薬品 □第３類医薬品
特定販売を行う時間	
営業時間のうち特定販売のみを行う時間	
特定販売の広告に薬局の名称と異なる名称を表示する場合はその名称	
主たるホームページアドレス	
主たるホームページの構成の概要(特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合）※１	
営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合は特定販売の実施方法に関する適切な監督を行う為に必要な設備の概要 ※２	□画像等を撮影するためのデジタルカメラ等 □撮影した画像等を電子メールで送信するための パソコン等 □備え付けの固定電話 （TEL：　　）

※１　要指導医薬品や指定濫用防止医薬品の販売時の情報提供の方法については、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤若しくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法（ビデオ通話システムを用いた方法等）でなければならない。

※２　ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。一つの薬局が複数のホームページを開設している場合には、それらの全てについて関連する書類の添付が必要であること。

カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を提出すること。